

## 健康ながはま 21 庁内ワーキンググループ設置要領

### (設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき策定された長浜市健康増進計画、食育基本法（平成27年法律第66号）第18条第1項に基づき策定された長浜市食育推進計画及び自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づき策定された長浜市自殺対策計画によって構成される健康ながはま21の進捗管理と効果的な取組の推進を行うため、健康ながはま21庁内ワーキンググループ（以下「グループ」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 グループの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康ながはま21の策定・推進にあたっての問題・課題の整理
- (2) 健康ながはま21の策定・推進にあたっての調査、研究及び企画立案
- (3) 健康ながはま21の策定・推進にあたっての身体活動・運動分野及び食育分野の推進状況の把握・評価
- (4) その他健康ながはま21の推進において必要な事項

### (組織)

第3条 グループは、別表に掲げる課に所属する者の中から、各所属長が推薦する者（以下「メンバー」）をもって分野ごとに組織する。

- 2 グループには必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 3 グループには分野ごとにリーダー及びサブリーダーを設置する。
- 4 メンバーは、長浜市長が任命する。
- 5 メンバーの任期は健康ながはま21の計画期間とし、年度をまたいでの再任はさまたげない。

### (会議)

第4条 グループの会議は、必要に応じてグループのリーダーが招集し、開催するものとする。

- 2 グループは、会議開催後要点録を作成する。
- 3 グループは、その職務執行上必要があるときは、依頼を行い関係職員のほか、グループの目的を達成するために必要な者の出席を求め、必要な説明若しくは報告、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 グループ全体の管理にかかる庶務は、健康福祉部健康企画課において処理する。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、グループ運営について検討が必要な場合は、健康企画課にて検討を行う。

## 附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 3 日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

	身体活動・運動分野	食育・栄養分野 (食育推進計画)
健康福祉部健康企画課	◎	●
健康福祉部健康推進課	●	◎
健康福祉部長寿推進課	●	●
市民生活部保険年金課	●	
市民協働部スポーツ振興課	●	
産業観光部農業振興課		●
教育委員会教育指導課	●	
教育委員会学校給食課		●
教育委員会幼児課	●	●

※◎がある課が、主となってワーキングの運営を行う。